

カスタム検索

[本文へ](#)[English](#)[文字拡大・読み上げ](#)[利用者別に調べる](#)[サイトマップ](#)[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [税について調べる](#) / [タックスアンサー（よくある税の質問）](#) / [所得税](#)

/ No.2260 所得税の税率

No.2260 所得税の税率

[平成30年4月1日現在法令等]

(平成31年分以降の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しております。)

所得税の税率は、分離課税に対するものなどを除くと、5%から45%の7段階(平成19年分から平成26年分までは5%から40%の6段階)に区分されています。

課税される所得金額(千円未満の端数金額を切り捨てた後の金額です。)に対する所得税の金額は、次の速算表を使用すると簡単に求められます。

(平成27年分以降)

所得税の速算表

課税される所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円を超え 330万円以下	10%	97,500円
330万円を超え 695万円以下	20%	427,500円
695万円を超え 900万円以下	23%	636,000円
900万円を超え 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円を超え4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

(注) 例えば「課税される所得金額」が700万円の場合には、求める税額は次のようになります。

 $700万円 \times 0.23 - 63万6千円 = 97万4千円$

※ 平成25年から平成49年(2037年)までの各年分の確定申告においては、所得税と復興特別所得税(原則としてその年分の基準所得税額の2.1%)を併せて申告・納付することとなります。

[このページの先頭へ](#)

【参考事項】

平成19年分から平成26年分までは、次の表で求めます。

課税される所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円を超え 330万円以下	10%	97,500円
330万円を超え 695万円以下	20%	427,500円
695万円を超え 900万円以下	23%	636,000円
900万円を超え 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超	40%	2,796,000円

(所法89、通法118、復興財確法8、9、10、13、18、平25改正所法附則5)